

品川区における建築物等 の福祉に関する整備要綱

令和8年1月30日 改正
令和8年7月31日 適用

品川区

品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱

品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱

制定	昭和53年3月27日	区長決定	要綱第	134号
改正	昭和63年3月28日	区長決定	要綱第	12号
改正	平成5年2月25日	区長決定	要綱第	6号
改正	平成13年9月11日	区長決定	要綱第	175号
改正	平成16年6月30日	区長決定	要綱第	112号
改正	平成23年7月19日	区長決定	要綱第	110号
改正	令和8年1月30日	区長決定	要綱第	257号

(目的)

第一条 この要綱は、高齢者や障害者などを含めたすべての品川区民(以下「区民」という。)が、不特定多数の用に供する建築物等を支障なく利用できるよう、建築主等の協力を得て整備することにより、福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

(適用範囲)

第二条 この要綱において整備を図る建築物(以下「適用施設」という。)は、次の各項に掲げるものとする。

- 1 次の各号に掲げる建築物のうち延べ床面積が300㎡を超えかつ1000㎡未満のもの
 - 一 興業施設(劇場、観覧場、映画館、演芸場など)
 - 二 展示施設等(展示場、自動車展示場など)
 - 三 宿泊施設(ホテル、旅館など)
 - 四 運動施設又は遊技場等(体育館、水泳場、ポーリング場、遊技場など)
 - 五 公衆浴場(公衆浴場、クアハウスなど)
 - 六 一部飲食店(キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど)
 - 七 自動車教習所
- 2 次の各号に掲げる建築物のうち敷地面積が1000㎡以上かつ延べ床面積が2000㎡未満のもの
 - 一 卸売市場
 - 二 事務所(他の施設に付属するものを除く。)
 - 三 工場施設
 - 四 集合住宅(共同住宅、寄宿舎、寮など)
- 3 次の各号に掲げる建築物のうち敷地面積が1000㎡未満かつ延べ床面積が2000㎡未満のもの
 - 一 総戸数が20戸以上の集合住宅(共同住宅、寄宿舎、寮など)
 - 二 総戸数が15戸以上20戸未満の集合住宅(共同住宅、寄宿舎、寮など)のうち「品川区ワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱」(平成19年12月10日区長決定)の適用を受けるもの
- 4 その他区長が特に必要と認める建築物

(整備の方針)

第三条 適用施設については、次の方針により整備を行う。

- 一 新築・全面改築を行う場合においては、区民が支障なく利用できるようにするものとする。
- 二 既存の施設については、可能な限り区民が支障なく利用できるように改善するものとする。

(建築の指針)

第四条 適用施設の整備項目については、別表「建築物等に関する整備項目適用基準表」のとおりとし、整備の基準については、別紙「建築指針」(これに定めのない事項については「東京都福祉のまちづくり条例」(平成7年条例第33号)の整備基準を準用)のとおりとする。ただし、施設の規模・機能および地形等を考慮し、指導するものとする。

(事前協議)

第五条 適用施設を新たに建設しようとする建築主等は、計画の段階で事前に区長と協議するものとする。

付則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成23年7月19日から施行する。

付則

この要綱は、令和8年7月31日から施行する。

[別表]

建築物等に関する整備項目適用基準表

	敷地内の通路	主要な出入口	傾斜路	廊下	階段	車椅子使用者用便房	一般用トイレ	エレベーター	エスカレーター	駐車場	標示・誘導
1 要綱第2条第1項に掲げる建築物	○	○	○	○	○	△	○	△	△	△	△
2 要綱第2条第2項に掲げる建築物の内第4号以外のもの	○	○	○			△	△	△	△	△	
3 第2条第2項に掲げる建築物のうち同項第4号に該当するもの、および、同条第3項に掲げる建築物	○	○	○					△	△	△	

(○：配慮するもの、△：施設の目的に応じて配慮するもの)

* 建築指針の適用は、施設の用途・規模の状況等を総合的に勘案して行うものとする。ただし、設備が困難な場合には、代替的または補完的措置を講ずるものとする。

なお、主として高齢者、障害者の利用を目的とした施設においては、必要に応じ、きめ細かい配慮を行うよう努めるものとする。

建築指針 (品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱)

目 次

・敷地内の通路	1
・主要な出入口	2
・傾斜路	5
・廊下	7
・階段	9
・手すり	12
・便所（車椅子利用者用便房）	14
・便所（一般用）	20
・エレベーター	22
・エスカレーター	24
・駐車場	27
・標示・誘導	29
資料	
幅員と広さに関する基本的な数値	33
参考図出典元一覧（東京都施設整備マニュアル令和5年10月改訂版 該当ページ）参考図の出典一覧	34

〔敷地内の通路〕

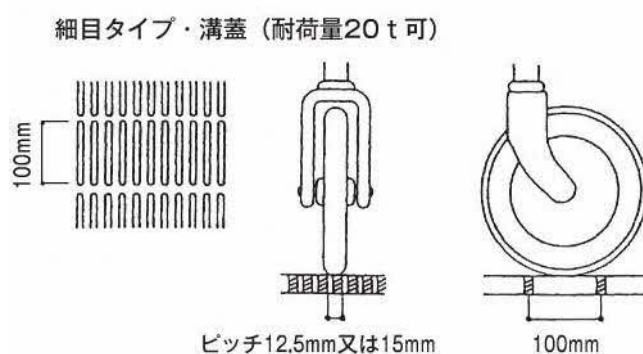
道路・車椅子使用者用駐車施設から主要な出入口に至る通路のうち1以上は、次に定める構造とすること。

- (1) 通路の有効幅は、1.35m以上とすること。ただし、敷地等の状況によりやむを得ない場合は、1.2m以上とすることができる。
- (2) 段差を設けないこと。ただし、別項の〔傾斜路〕に定める構造の傾斜路を設けている場合、または機械式昇降装置を設置している場合は、この限りでない。
- (3) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (4) アプローチの通路面には、原則として排水溝などは設けないこと。やむを得ず設ける場合は、溝蓋を設け、仕上げ・穴の大きさ等は、車椅子使用者・杖使用者等の通行に支障のないものとする。

＜ 参 考 図 ＞

【図1.1】 横断溝の仕様例

車椅子のキャスターと溝蓋の拡大図



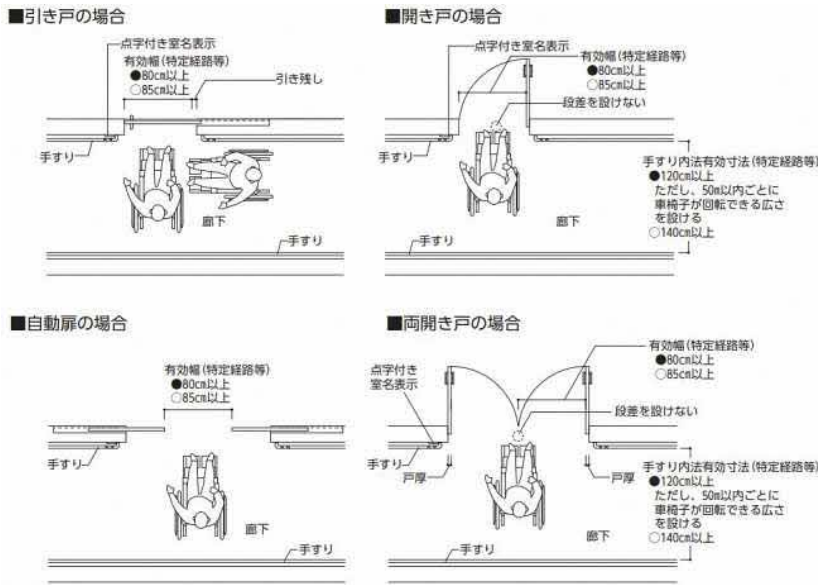
〔主要な出入口〕

屋外に通ずる主要な出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。

- (1) 有効幅は、1m以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、85cm以上とすることができる。
- (2) 戸は、自動的に開閉する構造または車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 開閉動作の難易度からみると、引き戸が開き戸より簡単である。一般に推奨されている順位としては、
①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。
- (4) 回転ドアは、基本的に車椅子での利用は困難であり、視覚障害者や歩行困難者も危険が伴いやすいため避けること。やむを得ず設ける場合は、それ以外の形式の扉を併設し、視覚障害者の誘導にも十分配慮すること。
- (5) 手動式の開き戸とする場合は、車椅子使用者が通過しやすいよう、袖壁と開閉スペースを確保すること。
- (6) ドアハンドルは、車椅子使用者や子ども達にも使いやすい高さ(90cm程度)に設けること。また、円形のは、上肢や手に障害のある人が使いにくいので避けること。
- (7) 床面には、高齢者・障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。マットは、埋込式とすること。ハケ状のものは、足を取られたり、車椅子のキャスターが沈み込んだりするので用いないこと。
- (8) 外部出入口の建具は、雨水の浸入を防ぐ関係から多少の段差が生じてくる場合がある。その際には、すりつけを設ける等車椅子の通行に支障とならない配慮を行うこと。ただし、2cm以下の段差はこの限りでない。
- (9) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

《 参 考 図 》

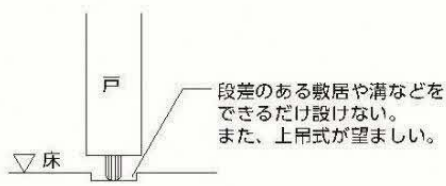
【図2.1】戸幅の寸法



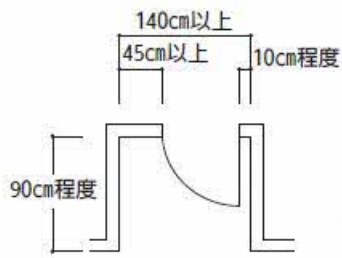
東京都福祉のまちづくり条例

- 整備基準（遵守基準）
- 整備基準（努力基準）

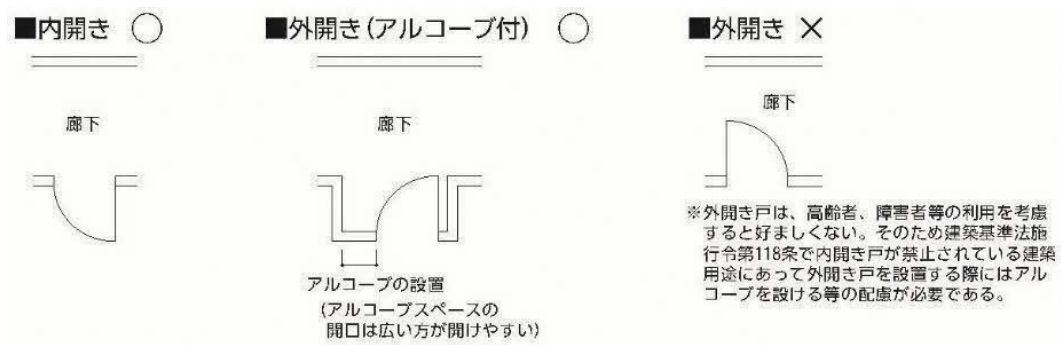
【図2.2】引き戸への配慮



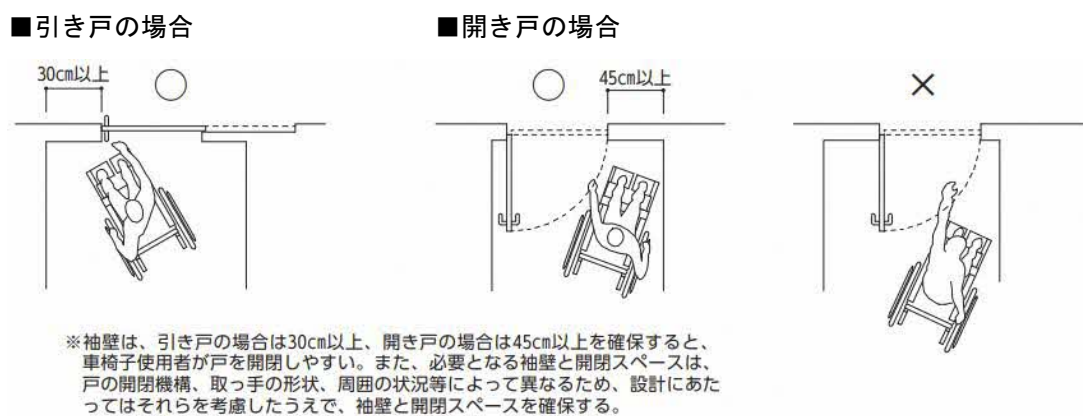
【図2.3】アルコーブの各部寸法



【図2.4】 開き戸への配慮



【図2.5】 車椅子使用者のための開閉スペースの設置



【図2.6】 取っ手の使いやすさ



〔傾斜路〕

傾斜路は、次に定める構造とすること。

- (1) 有効幅は、屋内にあつては1.2m以上、屋外にあつては1.4m以上（敷地の状況等によりやむを得ない場合は、1.2m以上）とすること。ただし、段を併設する場合は、90cm以上とすることができる。

- (2) こう配は、屋内にあつては12分の1以下、屋外にあつては20分の1以下とすること。
ただし、屋内、屋外とも傾斜路の高さが16cm以下の場合は8分の1以下、屋外において傾斜路の高さが75cm以下の場合または敷地の状況等によりやむを得ない場合は、12分の1以下とすることができる。

- (3) 高さ75センチメートルを越える傾斜路にあつては、高さ75cm以内ごとに長さ1.5m以上の踊場を設けること。傾斜路の始点、終点、曲がりの部分、折り返し部分および他の通路との交差部分にも1.5m以上の踊場を設けること。

- (4) 手すりを両側に設けること。構造上やむを得ない場合は、少なくとも片側に設けること。
→別項の〔手すり〕を参照

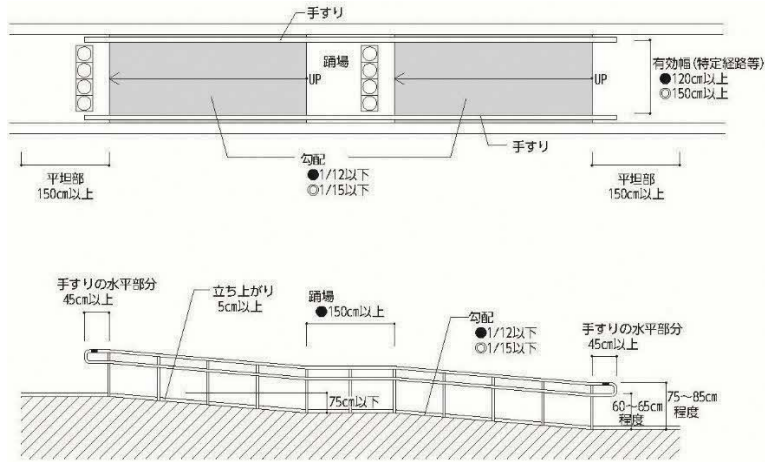
- (5) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

- (6) 車椅子の脱輪などを防止するため、両側に側壁または35cm以上の立ち上がりを設けること。ただし、手すりを設ける場合は、5cm以上とすることができる。

- (7) 傾斜路は、踊場および傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとする。

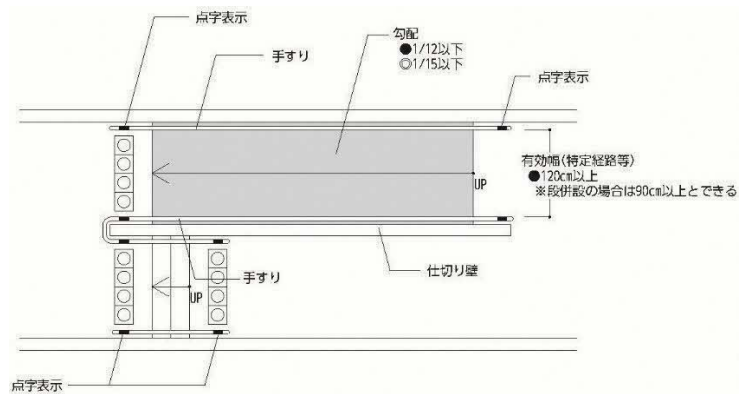
《 参 考 図 》

【図3.1】 傾斜路の仕様

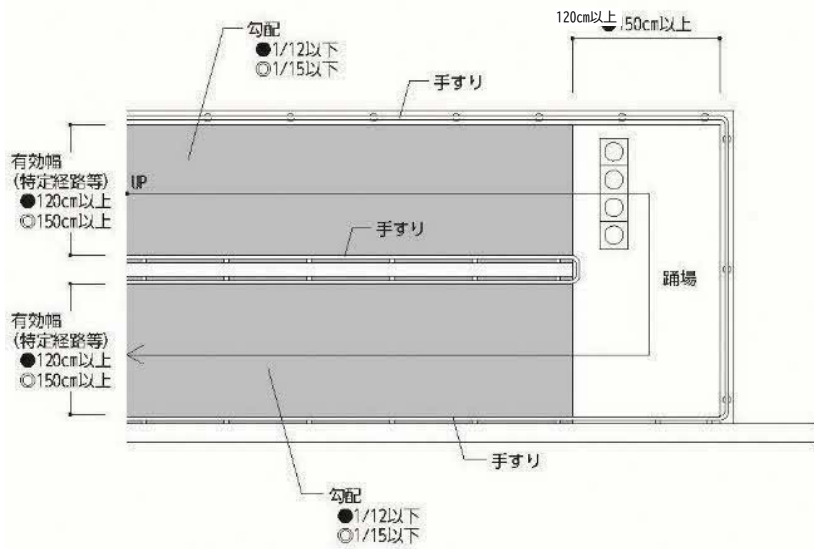


東京都福祉のまちづくり条例
 ●整備基準（遵守基準）
 ◎整備基準（努力基準）

【図3.2】 段併設の例



【図3.3】 踊場の設置例



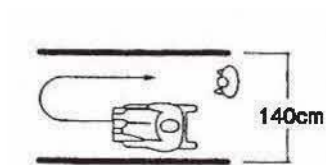
〔廊下〕

廊下（屋内通路）は、次に定める構造とすること。

- (1) 有効幅は、1.4m以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、1.2m以上とすることができる。この場合、要所（最低限廊下の両端等）に車椅子が転回できるスペース（おおよそ1.7×1.4 m角以上）を確保すること。
- (2) 床面には、段差を設けないこと。ただし、別項の〔傾斜路〕に定める構造の傾斜路を設けている場合または機械式昇降装置を設置している場合は、この限りでない。
- (3) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (4) 必要に応じて手すりを設けること。→別項の〔手すり〕を参照
- (5) 原則として突出物を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、視覚障害者の通行の支障とならないよう必要な措置を講ずること（高さ65cm以上の部分に突出物を設ける場合は、突き出しの部分を10cm以下とすること。）。
- (6) 廊下の照明は、できるだけむらなく明るくすること。

《 参考図 》

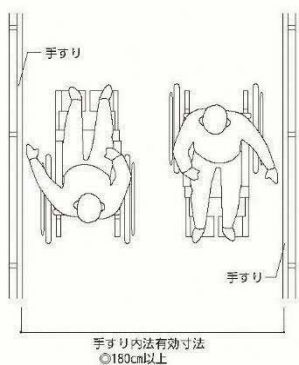
【図4.1】幅140cm:車椅子が180° 方向転換できる寸法



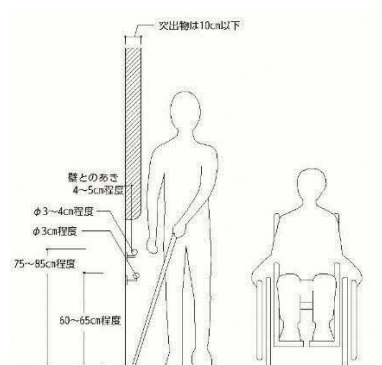
【図4.2】転回（180° 方向転換）スペースを設けた例



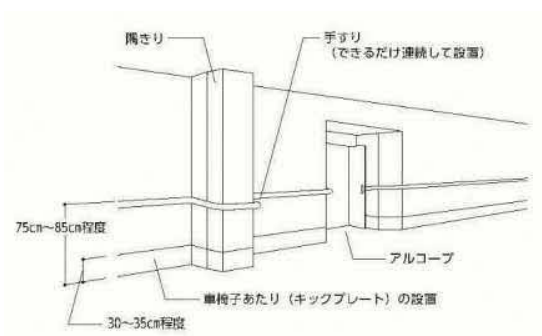
【図4.3】車椅子使用者同士がすれ違える寸法
(車椅子使用者と杖使用者がすれ違える寸法)



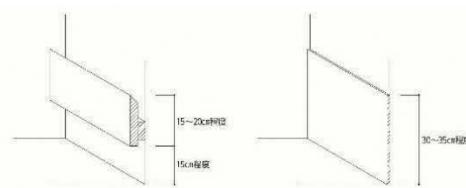
【図4.4】壁面の配置例



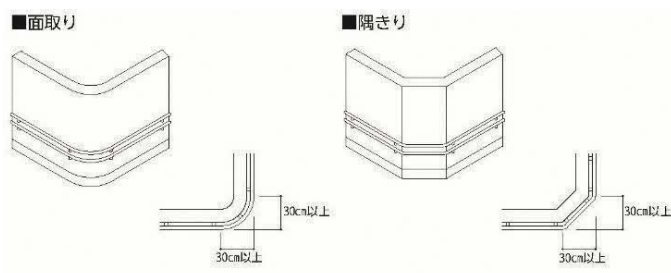
【図4.5】廊下に柱型等が出ている場合の手すり設置例



【図4.6】車椅子あたりキックプレートの設置例



【図4.7】廊下の角の例



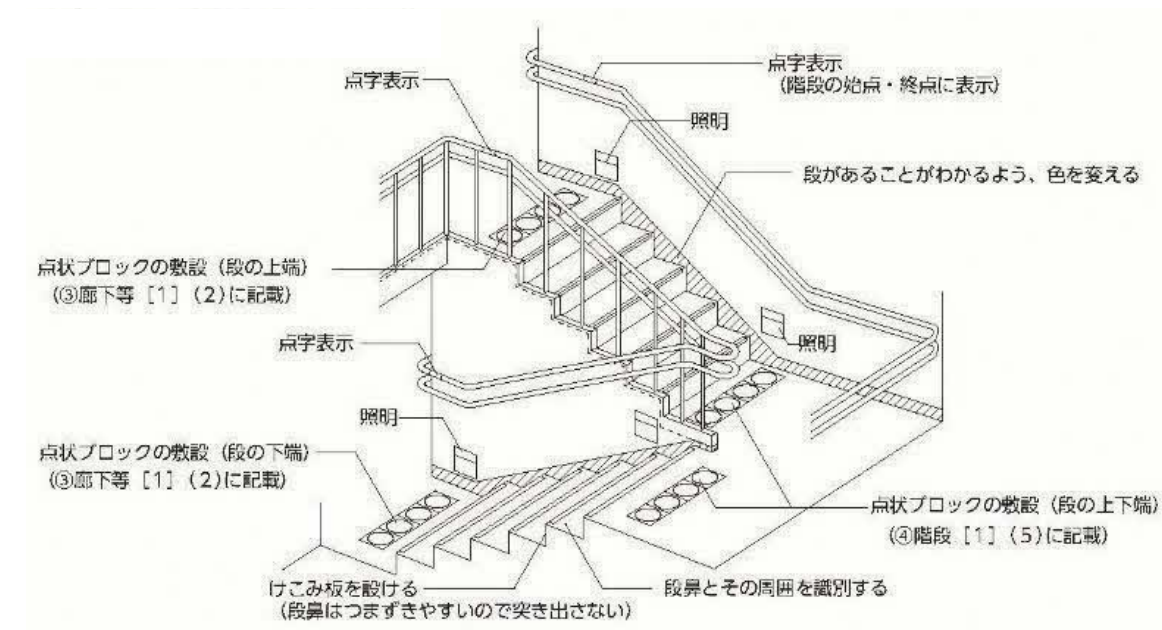
〔階段〕

階段は、次に定める構造とすること。

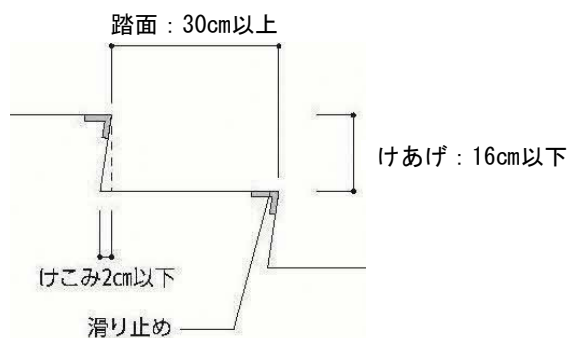
- (1) 主要な階段には、回り段を設けないこと。ただし、構造上やむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) け込み板は、杖や足の落ち込みを防止するために必ず設けること。
- (3) 手すり子形式の階段（壁面に接していない側面端部）には、両側に2 cm以上の立上りを設け、杖等の踏み外しを防止すること。
- (4) 手すりは、階段の両側に連続して設けること。ただし、構造上困難な場合には、少なくとも片側に設けること。→別項の〔手すり〕を参照
- (5) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (6) 踏面の色と段鼻（すべり止め）の色を対比させることにより、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。
- (7) 階段の上下端に近接する部分には、点状ブロック（警告用）を敷設すること。
- (8) 階段下が、視覚障害者等に危険な空間とならないよう、安全に配慮した措置を講じること。

《 参 考 図 》

【図5.1】階段の基本的な考え方



【図5.2】踏面端部の例

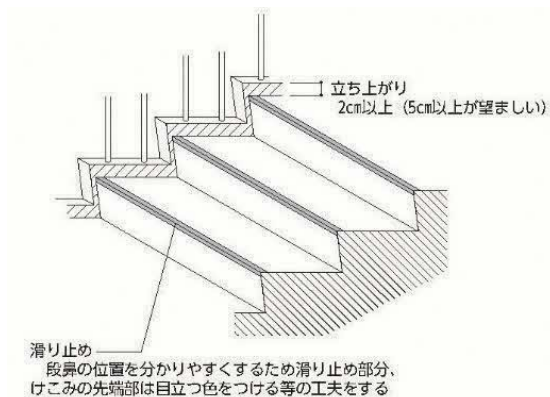


【図5.3】けあげ、踏面の形状

(つまずきにくい構造の例)

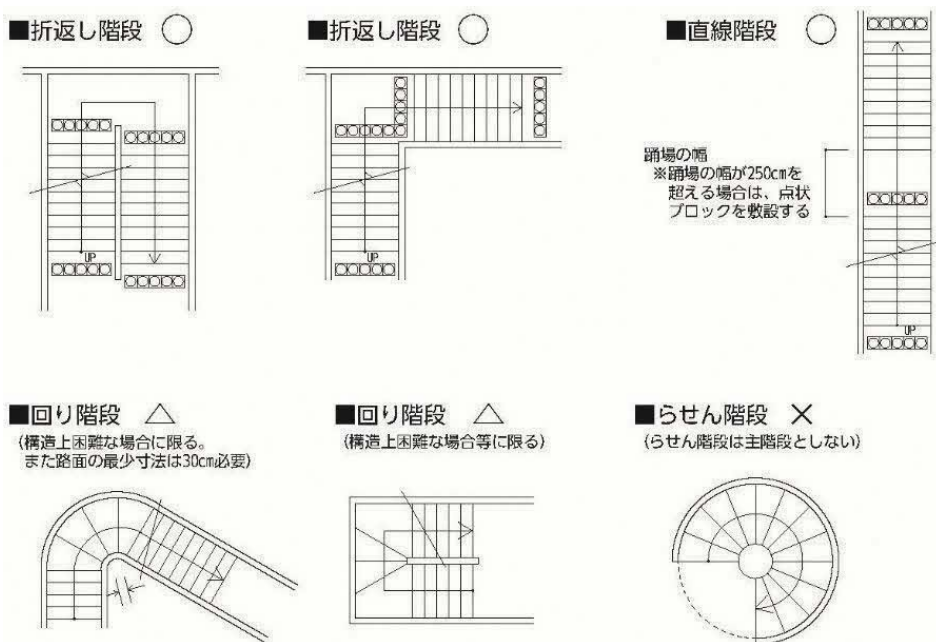


【図5.4】踏面端部の例

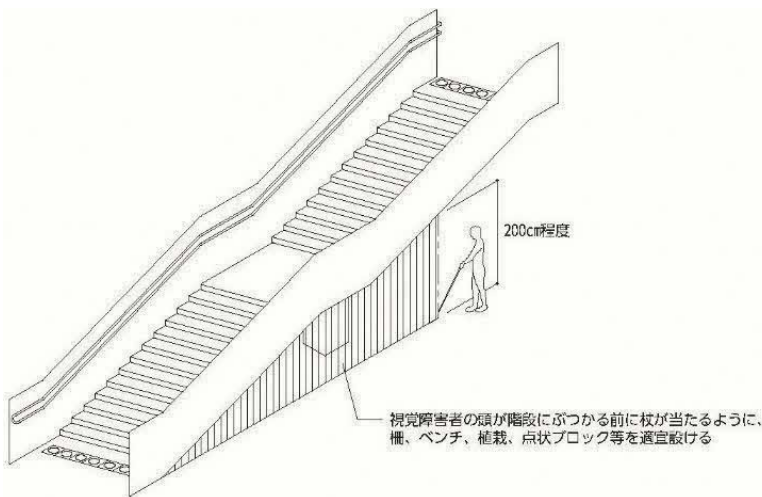


《 参 考 図 》

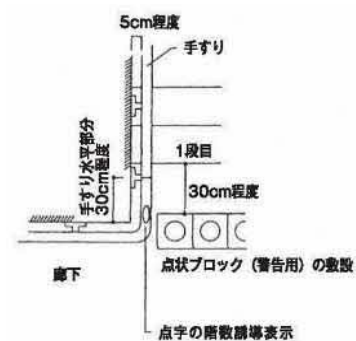
【図5.5】 階段の形状



【図5.6】 視覚障害者に対する階段下の安全確保の措置の例



【図5.7】



〔手すり〕

手すりは、次に定める構造とすること。

- (1) 取り付け高さは、1段の場合は75 cm～85 cm程度、2段の場合は60 cm～65 cm程度および75 cm～85 cm程度とし、誘導を考慮して連続して設けること。
- (2) 移乗等動作補助用手すり（便所など）は、動作に応じて水平・垂直型のものを設けること。
- (3) 外径3～4 cm程度の円形または楕円形とすること。
- (4) 壁とのあきは、4～5 cm程度とし、手すりの下側で支持すること。
- (5) 手すりが取り付く壁の部分は、握りそこなって手が落ち込んだ場合を考慮して滑らかな仕上げとすること。
- (6) 端部は、下方または壁面方向に曲げること。
- (7) 手ざわり、耐久性、耐食性など、取付箇所に見合ったものとする。
- (8) 階段、傾斜路等の手すりは、体重をかけたときに滑りにくいものとする。
- (9) 壁等周囲と識別しやすい色とすること。

〔便所〕（車椅子利用者用便房）

不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。

(1) 出入口

だれでもトイレの出入口の有効幅は、85 cm以上とすること。

(2) 便房の戸

戸の構造は、(a)自動式引き戸、(b)手動式引き戸の順が望ましい。便房の戸を内開き戸とすることは、車椅子が入室した後のドア閉めが困難であり、かつ便房内で転倒した場合、体や車椅子が妨げとなって戸が開かず、救出しにくいので避けること。

(3) 便房の大きさ

- ① 車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。原則として、概ね内法200cm x 200 cm以上で、直径150cm以上の円程度が内接できるものとする。
- ② 車椅子から便座への移乗は、車椅子の側面（障害にもよるが一般的にこの方法が最も容易）または前方からなされるため、便器の前方および側面に車椅子を寄り付け、便器へ移乗するために必要なスペースを適切に設けるとともに、便器の両側には手すりを付けること。
- ③ 衛生機器等は、直径150cmの円程度が内接できる空間を避け、車椅子使用者が利用しやすい位置に配置すること。
- ④ 内法 200cm x 200cm以上のスペースが確保できない場合には、次善の策として、車椅子の斜め前方からのアプローチを可能にするための大きさとして、内法で150cm x 180cm程度の便房を確保すること。

(4) 便房内の設備

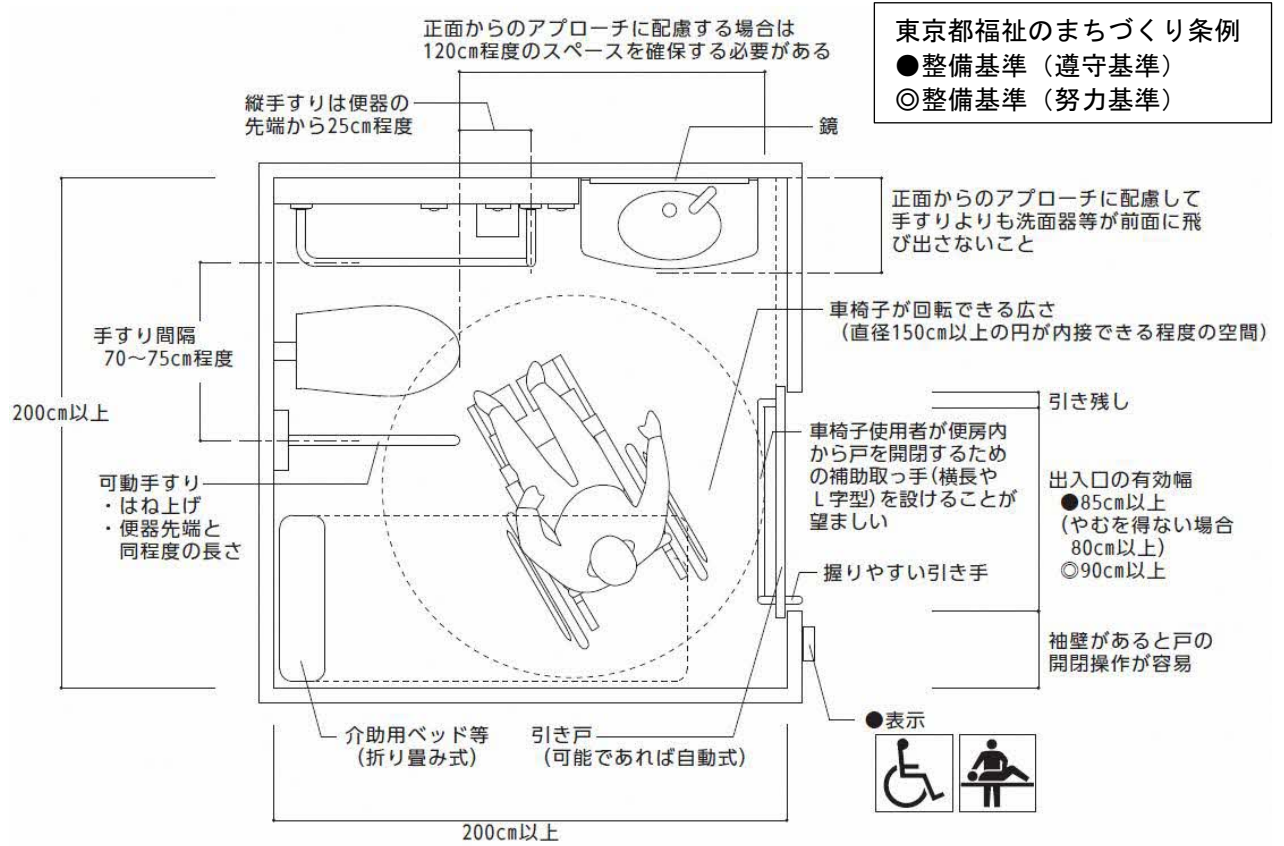
- ① 腰掛け便座、手すり等を適切に配置すること。
 - ② 手すりは、便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設けること。また、車椅子を便器と平行に寄り付けて介助する場合等に配慮し、150cm×180cm以上の大きさの便房においては、片方の手すりは可動式とすること。
 - ③ 洗面器は、便器の前方および側面に車椅子を寄り付け、便器に移乗するために必要なスペースを確保して設置すること。また、便房内に十分なスペースが確保されない場合には、小さめの洗面器または手洗器を設置することができる。洗面器の手すりは、スペースに余裕がある場合にのみ設置し、車椅子使用者の洗面器の利用にも配慮すること。
 - ④ 照明スイッチ、扉の開閉ボタン、扉の取っ手は、車椅子での利用を考慮し、操作しやすい位置に設けること。
 - ⑤ 洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用呼び出しボタン（JIS S 0026 に準ずる。）その他は、便器に腰掛けたまま容易に利用できる位置に設け、分かりやすく、操作しやすい形状のものとすること。また、非常用の呼び出しボタンを設ける場合は、床に転倒した際にも手が届く位置にも設けるか、ひもで操作できるものとする。
 - ⑥ 使用中の表示は、施錠と連動させ、目につきやすい位置に設けること。
 - ⑦ 手荷物棚またはフックを設置すること。ただし、人がぶつからないように配慮すること。また、仮にあたって怪我をしにくい丸みを帯びているものとする。
 - ⑧ 洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合はボタン式を併設する。
- (5) 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。
- (6) 床の表面は、水洗いができ、かつ濡れた状態でも滑りにくい仕上げとすること。
- (7) 分かりやすく利用しやすい位置に設けること

(8) ベビーチェア・ベビーベッドを整備する場合は、次に定める構造とすること。

- ① ベビーチェアは、乳幼児を連れた者が、乳幼児を側に座らせて便所を利用することができるようにするために必要な便房内の設備である。
- ② ベビーチェアは、ベルト等により乳幼児を安全に座らせることができるものとする。
- ③ ベビーベッドには、転落防止のため固定ベルトを設ける。また、必要に応じて、転落の危険がある旨の表示をするなどの注意喚起をする。
- ④ 車椅子使用者用便房内に設ける場合は、車椅子使用者の利用に十分配慮し、適切なスペースを確保した上で設置する必要がある。

《 参 考 図 》

【図7.1】 車椅子使用者便房の例（内法200cm×200cm以上の場合）

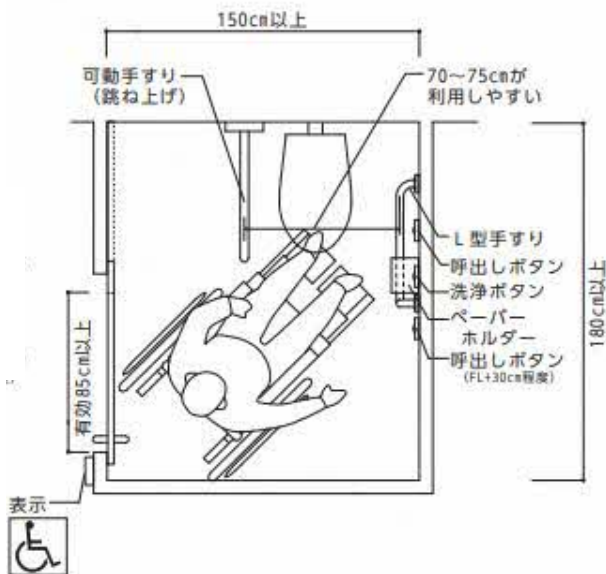


※介助用ベッド：折り畳み式介助用ベッド等を設置する場合、畳み忘れであっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。また、次使用する人のために折り畳んでから退室するよう注意喚起を行う。

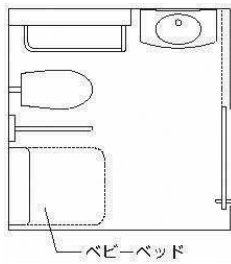
【図7.2】 内法 200cm x 200cm以上のスペースが確保できない場合の策

(簡易型車椅子使用者用便房の例)

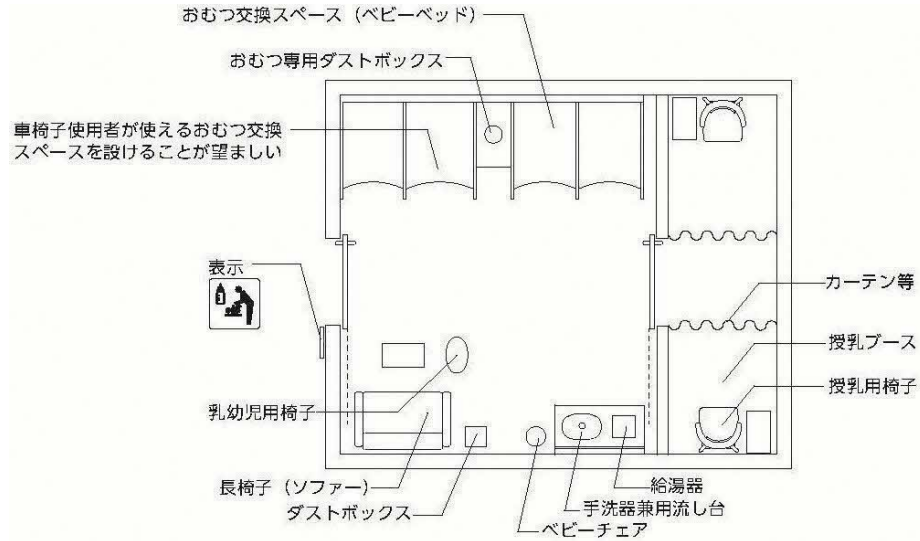
■側方進入の場合



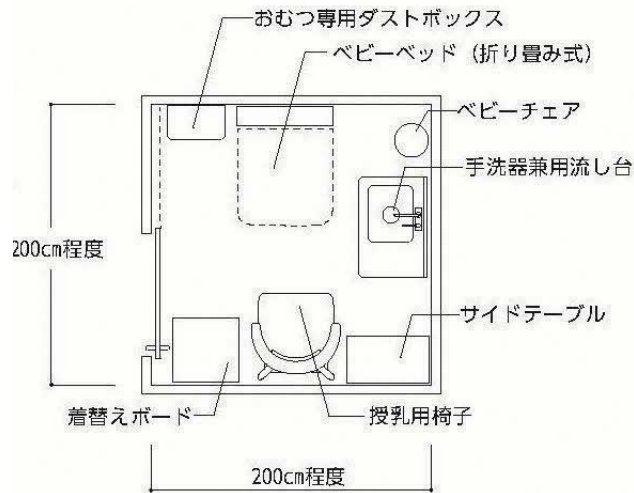
【図7.11】 車椅子使用者用便房に設ける場合の例



【図7.12】 授乳及びおむつ替えの場所の例（複数利用の場合）



【図7.13】 授乳及びおむつ替えの場所の例（個人利用の場合）



【図7.14】 案内表示の例



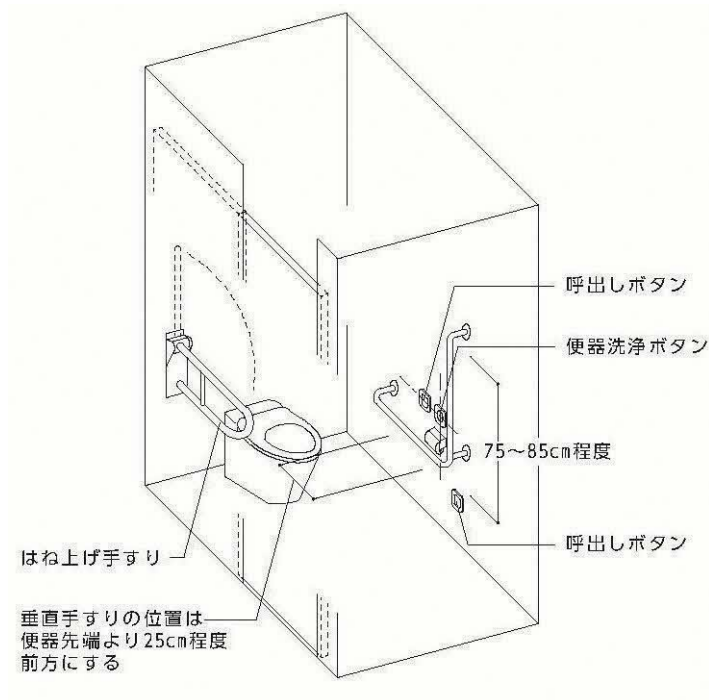
〔便所〕（一般用）

不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を次に定める構造とすること。

- (1) 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。
- (2) 床の表面は、水洗いができ、かつ濡れた状態でも滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 大便器は、1以上を腰掛け式とすること。
- (4) 手すり
 - ① 腰掛け式とした大便器および小便器の1以上に、それぞれ手すりを設けること。
 - ② 手すりのつかみやすい位置は個人差があるので、できるだけ長いものを付けること。
 - ③ 小便器の手すりは、胸を支点にして寄りかかりながら用を足すためのものである。この場合は、腰を後ろに引くような姿勢となるので、できるだけ小便器に近づけて取り付けることとし、高さは120cm程度とすること。横の手すりは、つかまりながら用を足すためのものであり、間隔60cm程度、高さは80～90cm程度とすること。
- (5) 男子用小便器を設ける場合は、小児等の利用に配慮し、1以上を床置き式またはリップの高さが35cm以下のものとすること。
- (6) 男女別の表示、便所の位置等を分かりやすく表示すること。

《 参 考 図 》

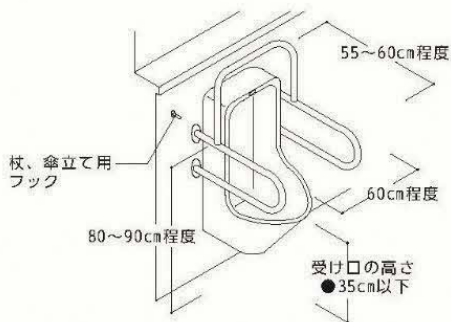
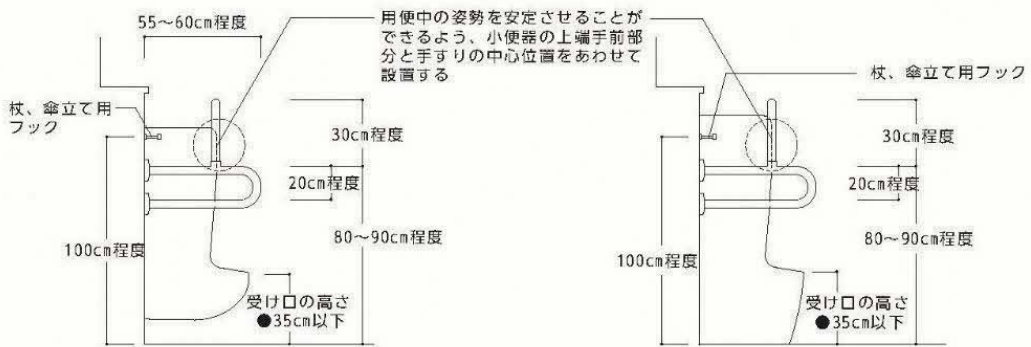
【図8.1】 大便器の手すりの例



【図8.2】 小便器の手すりの例

■壁掛式低受け口

■床置き式ストール



[エレベーター]

エレベーターを設ける場合は、高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造とすること。

- (1) エレベーター入口までの段差をなくし、入口の有効幅は80cm以上とすること。

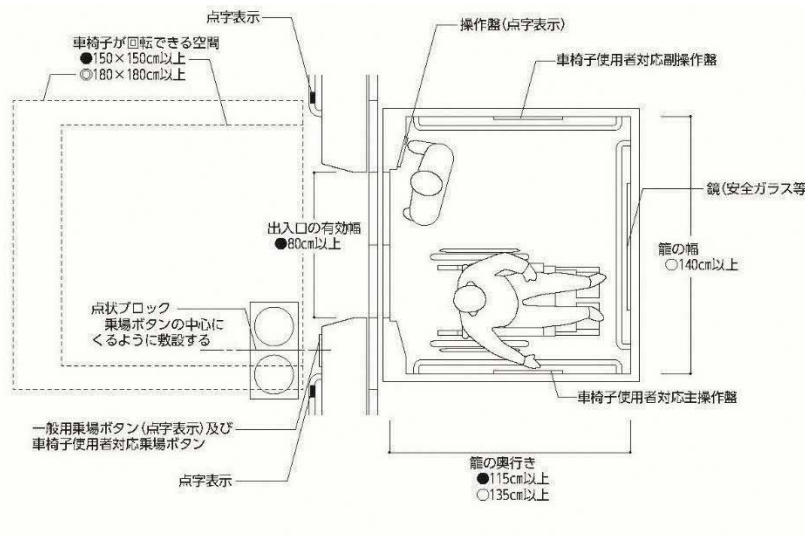
- (2) 籠内部で車椅子の向きを変える（直径150cm以上の円程度が内接できる空間）ことができない場合は、籠内背面盤に床上40cmから150cm程度までである（ステンレス製または安全ガラス製）を設けること。ただし、平面鏡が設けられない構造のものにあっては、凸面鏡（合成樹脂製も含む）も可とする。

- (3) 車椅子使用者が利用しやすい位置（床上100cm程度）に操作盤を設けること。

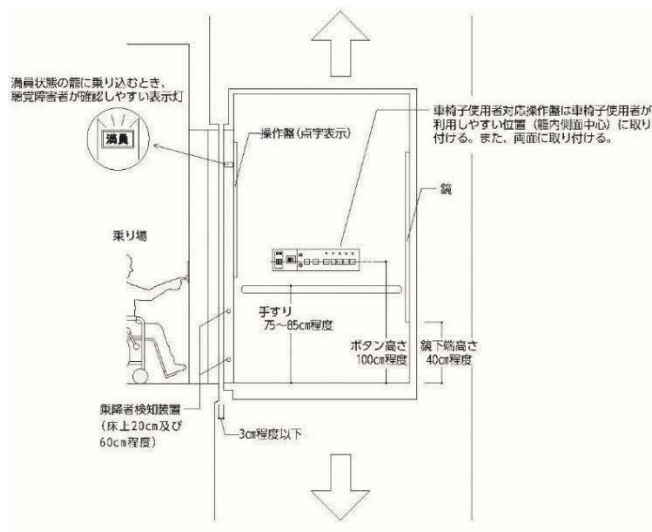
- (4) 手すりについては、かご内に設けることが望ましいが、設置位置については、車椅子の乗降の際に支障とならないよう、出入口の幅員の確保に十分配慮し設置すること。

《 参 考 図 》

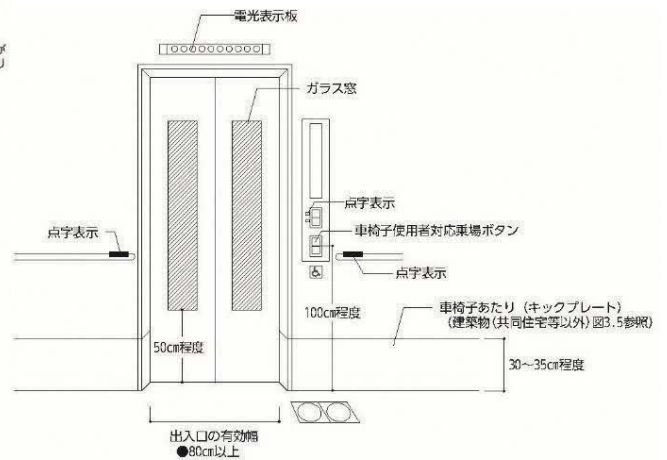
【図9.1】エレベーターの平面図



【図9.2】籠内の断面図



【図9.3】エレベーターの出入口（乗り場）



【図9.4】シンボルマーク及び利用銘板の例



お 願 い

**車いす使用の方はシンボルマーク付きの
操作ボタンをご利用ください。**

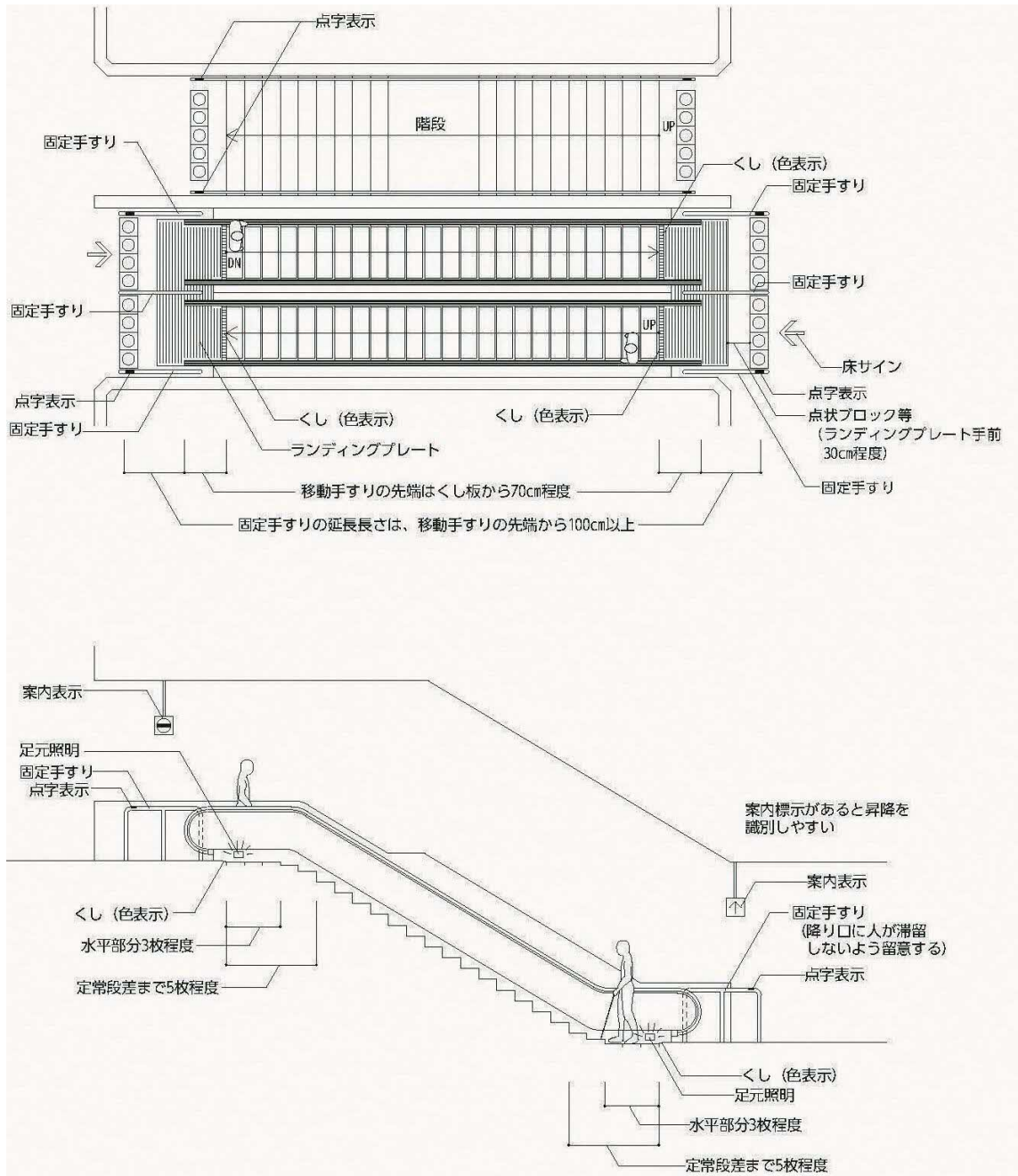
〔エスカレーター〕

エスカレーターを設置する場合は、次に定める構造とすること。ただし、別項〔エレベーター〕に定める構造のエレベーターを設けている場合は、この限りでない。

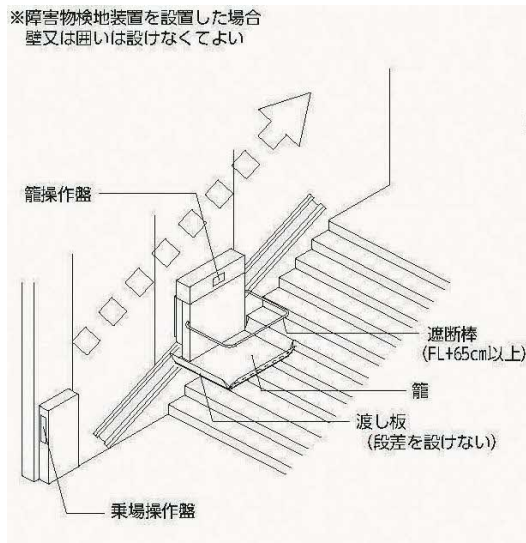
- (1) 800型（ステップ幅約60cm）または1200型（ステップ幅約100cm）が望ましい。
- (2) 乗降口には、長さ100cm程度の固定手すりを設け、点字標示を取り付けることが望ましい。
- (3) 乗り口・降り口ともに、くしから70cm程度の移動手すりを設けること。
- (4) ステップの水平部分は3枚程度、通常段差に達するまでのステップは5枚程度とすること。
- (5) くしは、できるだけ薄くし、色を変えるなどしてステップの部分とはっきり区別がつくようにすることが望ましい。
- (6) 速度は、30m／分を標準とすること。

《参 考 図》

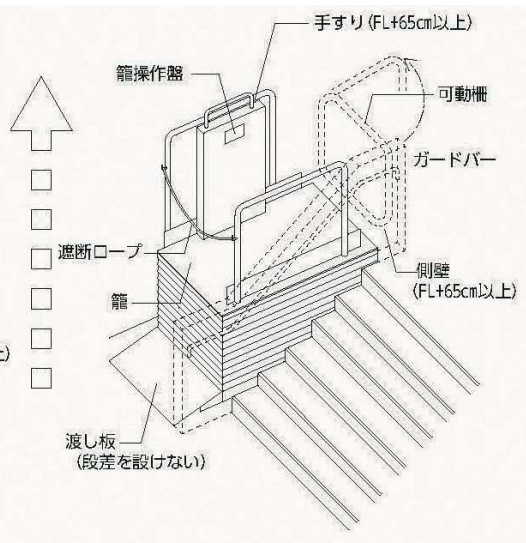
【図10.1】 エスカレーターへの例



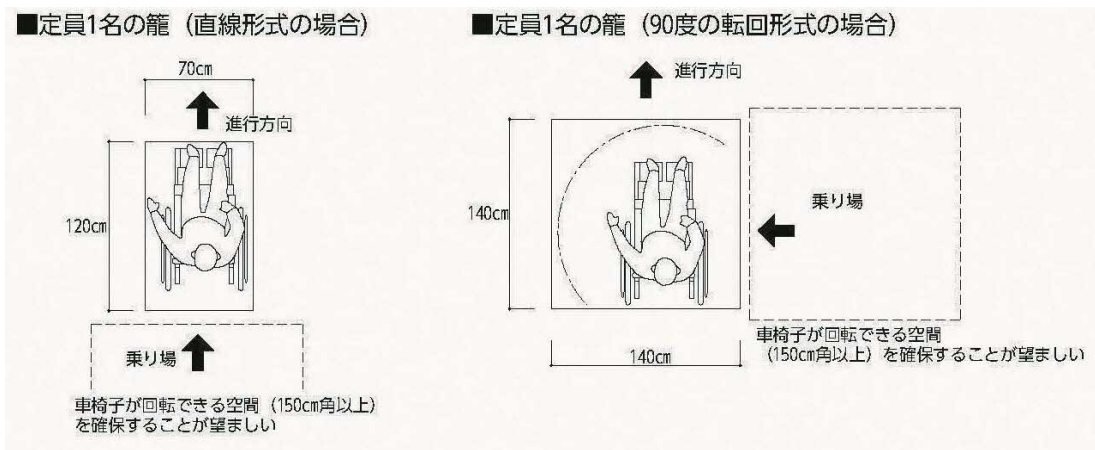
【図10.2】斜行型段差解消機



【図10.3】垂直型段差解消機



【図10.4】籠の大きさ



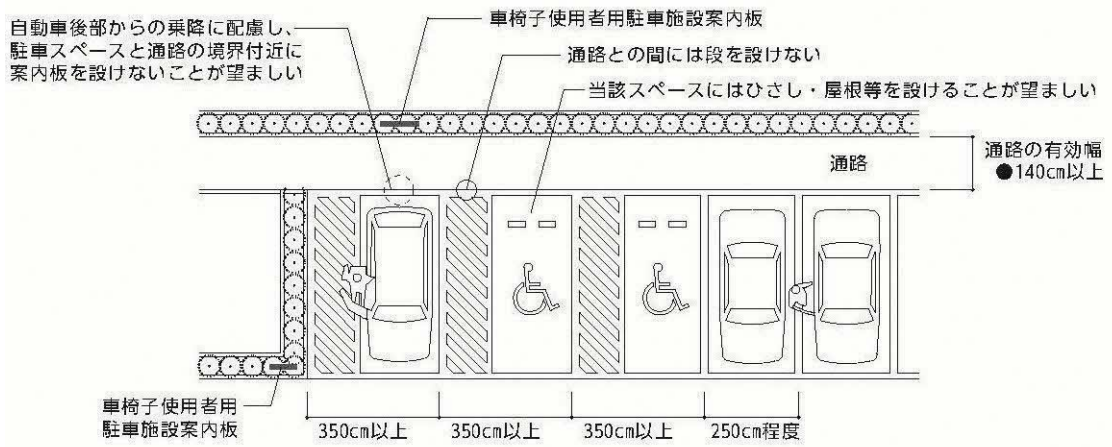
〔駐車場〕

駐車場を設ける場合は、1以上の駐車施設を障害者のための駐車施設として、次に定める構造とすること。

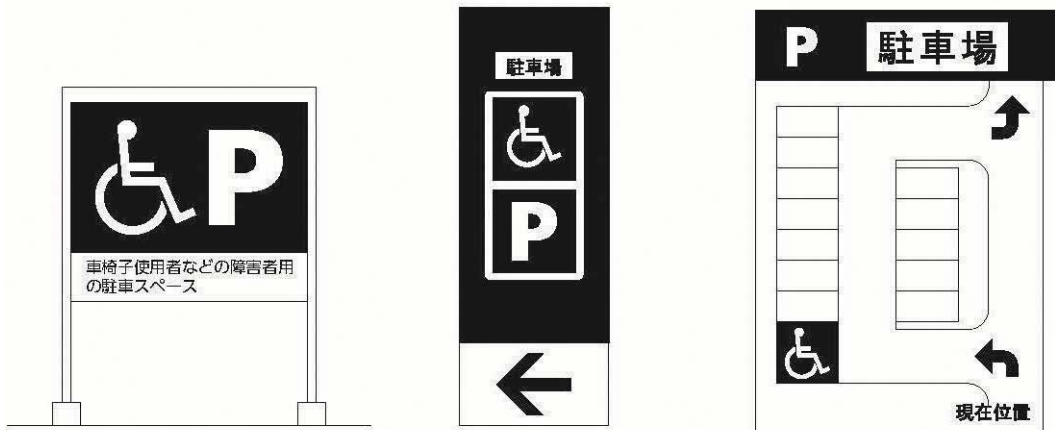
- (1) 幅は3.5m以上、奥行きは6m以上とすること。
- (2) 当該駐車施設から建築物までの経路が、できるだけ短くなる位置に設けること。
- (3) 当該駐車施設の床面には「国際シンボルマーク」を、乗降スペース床面には斜線をそれぞれ塗装表示し、車止め付近に運転席からも判別できる大きさの標識を設けること。
- (4) 当該駐車施設から建物の出入口までの通路は、有効幅を1.2m以上とすること。また段差を設けず、表面を滑りにくい仕上げとすること。

《 参 考 図 》

【図11.1】 駐車場の整備例



【図11.2】 立札による表示例



〔標示・誘導〕

(1) 案内標示

- ① 文字や記号は、大きく太い書体や図を用いるなど分かりやすいデザインとすること。また地板の色とコントラストをつけること。
- ② 必要に応じ、振り仮名や外国語を併用すること。
- ③ 表示板は、車椅子利用者にも見やすい位置・高さに取り付けること。
- ④ 突出型の室名札を設ける場合は、視覚障害者等の支障とならない位置（高さ2m程度）に設けること。
- ⑤ 照明は、逆光が生じないようにすること。

(2) 視覚障害者誘導用ブロック

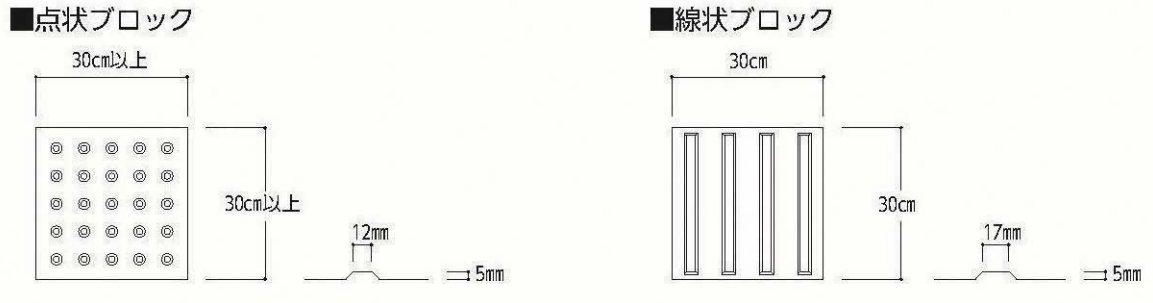
- ① 視覚障害者に対する誘導用ブロックは、「誘導用」（移動の方向を示す線状の突起のある線状ブロック）と、「警告用」（注意を喚起する点状ブロック）を用いること。
- ② 線状ブロックは、誘導方向と線状突起の方向を平行にして連続して敷設すること。
- ③ 点状ブロックは、段差部分や危険箇所の前面、誘導方向が変化する部分などに敷設すること。
- ④ 敷設幅は30cm以上とし、原則として湾曲しないよう直線状に連続して敷設すること。
- ⑤ 色は、弱視者に配慮して黄色を原則とすること。他の色を選択する場合は、路面の色と明度の差が大きい色にする等配慮すること。

(3) 音声誘導装置

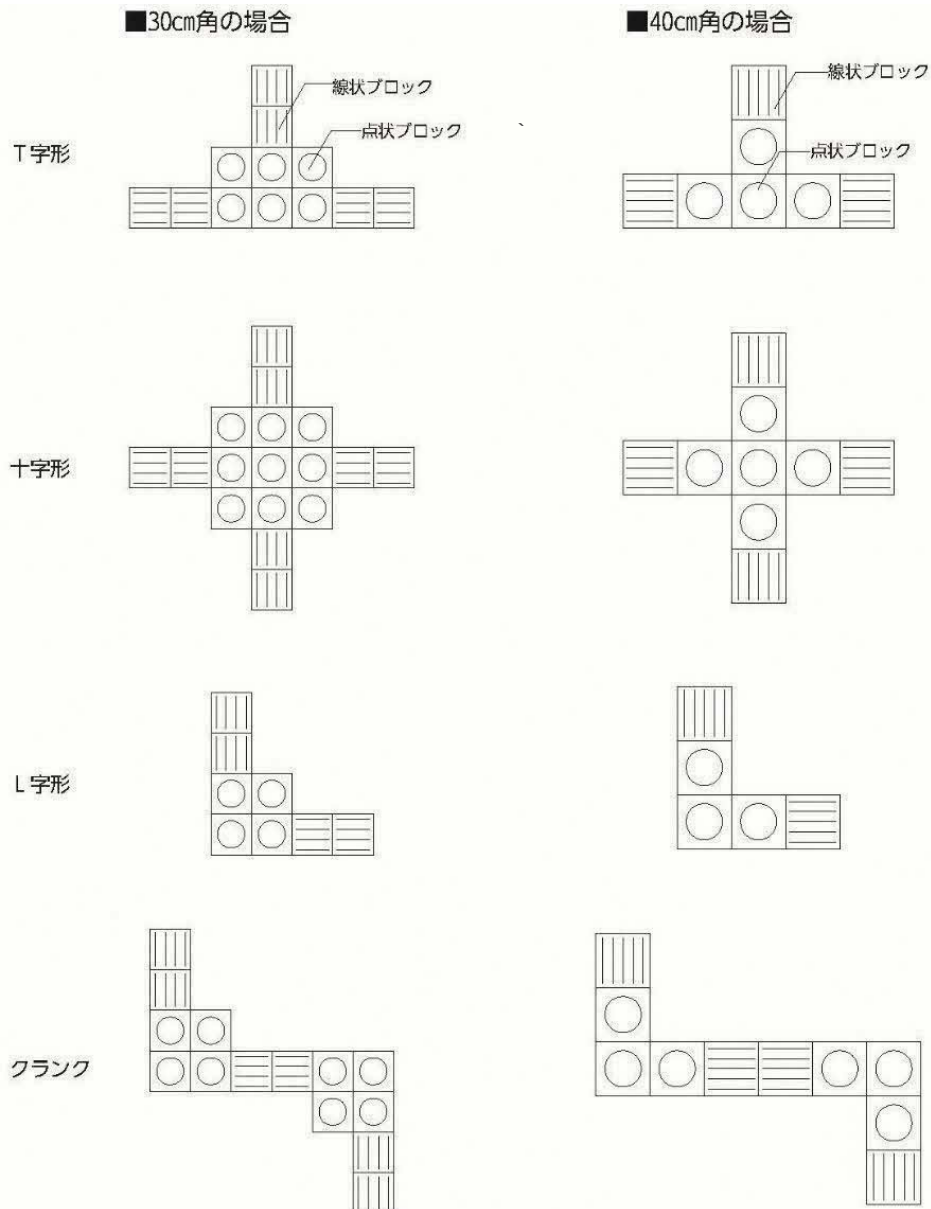
- ① 必要に応じて、表示板の位置等を知らせるための誘導鈴を設けること。
- ② 必要に応じて、音声または放送による案内を行うこと。

《 参 考 図 》

【図12.1】種類（JIS T 9251による）

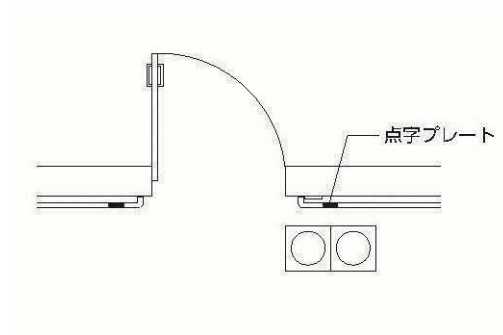
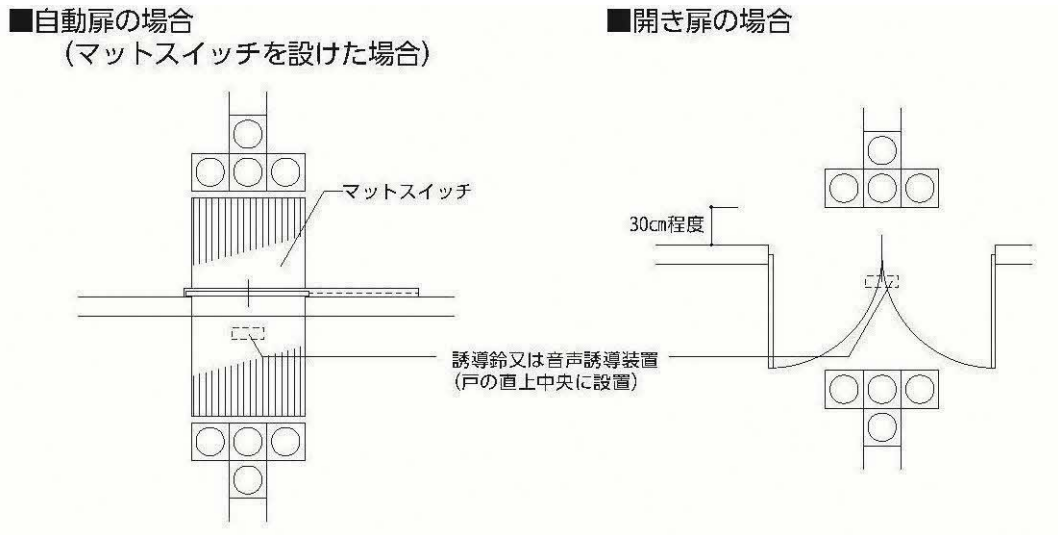


【図12.2】経路分岐点における標準的な敷設方法の例

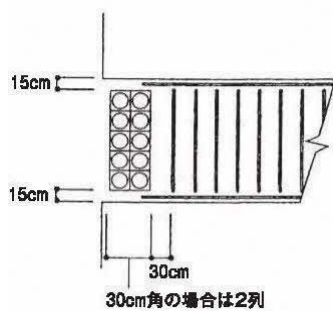


《 参 考 図 》

【図12.3】 出入口(玄関)付近での設置例



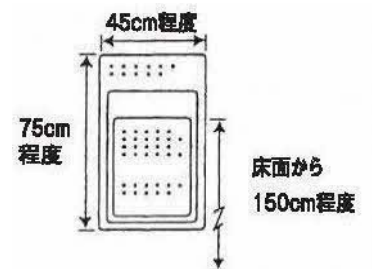
【図12.4】 階段前後での設置例



【図12.5】 触知図の例示の例



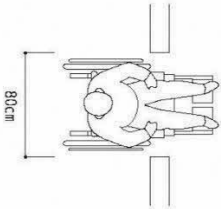
【図12.6】 点字表



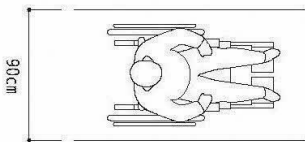
資料

幅員に関する基本的な数値

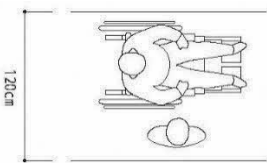
車椅子が通過できる最低幅



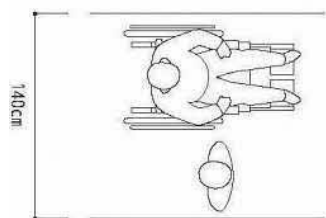
車椅子が通行する場合に必要な最低幅



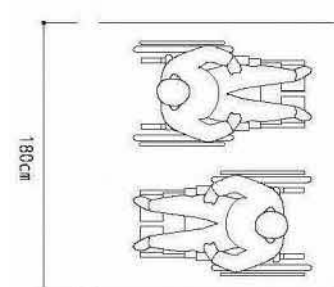
車椅子と横向きの人がすれ違える最低幅



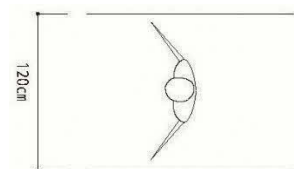
車椅子と人がすれ違える最低幅



車椅子同士がすれ違いやすい幅

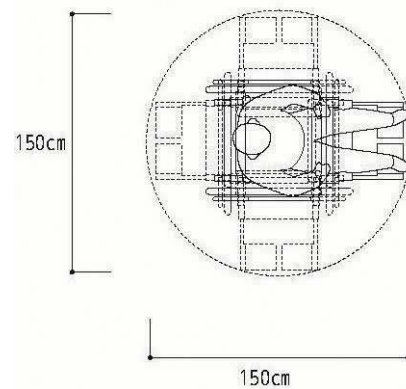


松葉杖使用者が円滑に通行できる幅

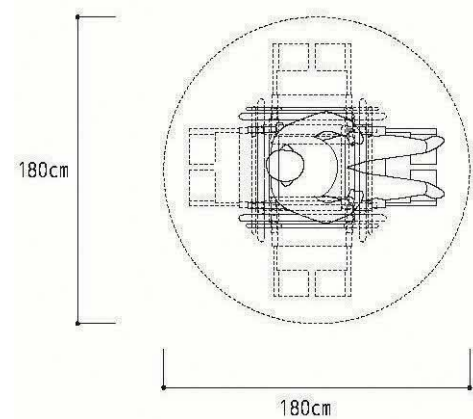


広さに関する基本的な数値

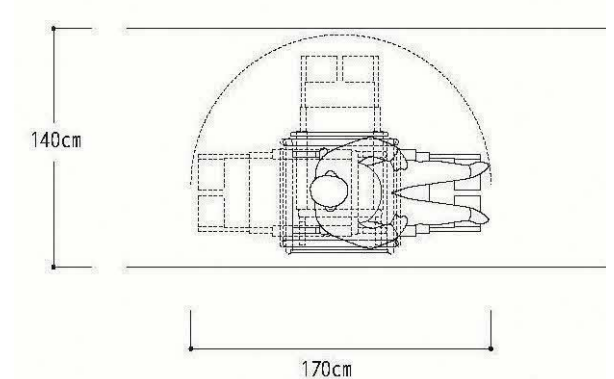
車椅子使用者の転回（360度宝庫転換）できる広さ



車椅子使用者の転回（360度方向転換）しやすい広さ



手動車いす使用者の転回（180度方向転換）できる広さ



※参考図と資料は、「東京都福祉のまちづくり条例
施設整備マニュアル」より転載した。

参考図出典元一覧
(東京都施設整備マニュアル令和5年10月改訂版 該当ページ)

※図中の基準値については、区の内容を参照する

参考図			東京都施設整備マニュアル 令和5年10月改訂版		
ページ	図表番号	図表名称	ページ	図表番号	図表名称
P3	図2.1	戸幅の寸法	P1-197	図2.2	戸幅の寸法
P3	図2.2	引き戸への配慮	P1-198	図2.4	開き戸への配慮
P3	図2.3	アルコーブの各部寸法	P1-198	図2.5	アルコーブの各部寸法
P4	図2.4	開き戸への配慮	P1-198	図2.6	開き戸への配慮
P4	図2.5	車椅子使用者のための開閉スペースの設置	P1-199	図2.7	車椅子使用者のための開閉スペースの設置
P4	図2.6	取っ手の使いやすさ	P1-199	図2.8	取っ手の使いやすさ
P6	図3.1	傾斜路の仕様	P1-212	図5.1	傾斜路の仕様
P6	図3.2	段併設の例	P1-212	図5.2	段併設の例
P6	図3.3	踊場の設置例	P1-213	図5.3	踊場の設置例
P8	図4.3	車椅子使用者同士がすれ違える寸法(車椅子使用者と杖使用者がすれ違える寸法)	P1-38	図3.2	車椅子使用者同士がすれ違える寸法(車椅子使用者と杖使用者がすれ違える寸法)
P8	図4.4	壁面の配置例	P1-38	図3.3	壁面の配置例
P8	図4.5	廊下に柱型等が出ている場合の手すりの設置例	P1-39	図3.4	廊下に柱型等が出ている場合の手すりの設置例
P8	図4.6	車椅子あたりキックプレートの設置例	P1-39	図3.5	車椅子あたり(キックプレート)の設置例
P8	図4.7	廊下の角の例	P1-39	図3.6	廊下の角の例
P10	図5.1	階段の基本的な考え方	P1-207	図4.1	階段の基本的な考え方
P10	図5.2	路面端部の例	P1-208	図4.3	踏面端部の例
P10	図5.3	けあげ、路面の形状(つまづきにくい構造の例)	P1-208	図4.4	けあげ、路面の形状(つまづきにくい構造の例)
P10	図5.4	路面端部の例	P1-208	図4.5	踏面端部の例
P11	図5.5	階段の形状	P1-209	図4.6	階段の形状
P11	図5.6	視覚障害者に対する階段下の安全確保の措置の例	P1-209	図4.7	視覚障害者に対する階段下の安全確保の措置の例
P13	図6.1	壁面の設置例	P1-175	図27.2	壁面の設置例
P13	図6.2	手すりの形状	P1-175	図27.3	手すりの形状
P13	図6.3	階段の手すりの例	P1-176	図27.4	階段の手すりの例
P13	図6.4	傾斜路の手すりの例	P1-176	図27.5	傾斜路の手すりの例
P13	図6.5	階段手すりと点字表示取付例	P1-176	図27.7	階段手すりと点字表示取付例

参考図			東京都施設整備マニュアル 令和5年10月改訂版		
ページ	図表番号	図表名称	ページ	図表番号	図表名称
P17	図7.1	車椅子使用者用便房の例（内法200cm×200cm以上の場合）	P1-229	図8.2	車椅子使用者用便房の例（内法200cm×200cm以上の場合）
P17	図7.2	内法 200cm x 200cm以上のスペースが確保できない場合の策（簡易型車椅子使用者用便房の例）	P1-230	図8.3	簡易型車椅子使用者用便房の例
P18	図7.4	便房内の身づくろい用鏡の高さの例	P1-88	図8.14	便房内の身づくろい用鏡の高さの例
P18	図7.8	ベビーチェアの例	P1-154	図18.4	ベビーチェアの例
P18	図7.9	ベビーベッドの例	P1-154	図18.5	ベビーベッドの例
P18	図7.10	ベビーチェア・ベビーベッドのレイアウト例	P1-154	図18.3	ベビーチェア・ベビーベッドのレイアウト例
			P1-155	図18.6	便房内にベビーベッド、ベビーチェアを設ける例 一般便房内に設ける場合
P19	図7.11	車椅子使用者用便房に設ける場合の例	P1-155	図18.6	便房内にベビーベッド、ベビーチェアを設ける例 車椅子使用者便房内に設ける場合
P19	図7.12	授乳及びおむつ替えの場所の例（複数利用の場合）	P1-153	図18.1	授乳室（複数利用）の配置例
P19	図7.13	授乳及びおむつ替えの場所の例（個人利用の場合）	P1-153	図18.2	授乳室（個人利用）の配置例
P19	図7.14	案内表示の例	P1-155	図18.7	表示例
P21	図8.1	大便器の手すりの例	P1-233	図8.9	大便器の手すりの例
P21	図8.2	小便器の手すりの例	P1-233	図8.10	小便器の手すりの例
P23	図9.1	エレベーターの平面図	P1-217	図6.1	エレベーターの平面図
P23	図9.2	籠内の断面図	P1-218	図6.3	籠内の断面図
P23	図9.3	エレベーターの出入口（乗り場）	P1-217	図6.2	エレベーターの出入口（乗り場）
P25	図10.1	エスカレーターの例	P1-223	図7.4	エスカレーターの例
P26	図10.2	斜行型段差解消機	P1-222	図7.1	斜行型段差解消機
P26	図10.3	垂直型段差解消機	P1-222	図7.2	垂直型段差解消機
P26	図10.4	籠の大きさ	P1-222	図7.3	籠の大きさ
P28	図11.1	駐車場の整備例	P1-246	図11.4	駐車場の整備例
P28	図11.2	立札による表示例	P1-247	図11.5	立札による表示例
P31	図12.1	種類(JIS T 9251による)	P1-255	図14.4	種類(JIS T 9251による 資-224～226 参照)

参考図			東京都施設整備マニュアル 令和5年10月改訂版		
ページ	図表番号	図表名称	ページ	図表番号	図表名称
P31	図12.2	経路分岐点における標準的な敷設方法の例	P1-255	図14.5	経路分岐点における標準的な敷設方法の例
P32	図12.3	出入口（玄関）付近での設置例	P1-141	図16.2	出入口（玄関）付近での設置例
P33	資料	幅員に関する基本的な数値 広さに関する基本的な数値	資-242	図3	車椅子使用者の動作寸法
			資-243	図4	手動車椅子使用者の転回（180度方向転換）できる広さ
			資-243	図5	車椅子使用者が回転（360度）できる広さ
			資-243	図6	車椅子使用者が回転（360度）しやすい広さ
			資-243	図7	松葉杖使用者が円滑に通行できる幅



発行：品川区 都市環境部 都市計画課 景観担当
〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36

T e l : 03-5742-6534 Fax : 03-5742-6889

M a i l : toshikei-keikan@city.shinagawa.tokyo.jp

発行月：令和8年3月

事前相談・事前協議書提出等の際は、事前に電話にて
担当者の予約をしてから窓口までお越してください。

(予約枠の時間帯は午前中です。)